

平成二十九年十一月三十日

定例市議会

# 提案理由説明

熊本市

ただいま上程されました議案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

まず、「議第三百五十号 熊本市立高等学校条例の一部改正」についてですが、これは、平成二十八年熊本地震の被災者に係る熊本市立高等学校二校の平成二十九年度分の入学検査手数料並びに平成三十年度分の入学料を減免するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第三百五十一号ないし議第三百五十三号についてであります。これらはいずれも、工事請負契約締結に関する議案であります。

まず、議第三百五十一号につきましては、「熊本市・植木町新市基本計画」に基づき、北部地域における体力・健康づくりの拠点として、植木中央公園体育館その他新築工事を行うためのものであります。

次に、議第三百五十二号につきましては、「（仮称）白川公園内複合施設整備事業基本計画」に基づき、中央公民館を基本として、老人福祉センター機能を複合化した施設

の新築工事を行うためのものであります。

また、議第三百五十三号につきましては、平成二十八年熊本地震により滅失した住宅に居住されていた方で、所得が一定以下の方に賃貸するため、南区の白藤において災害公営住宅の建設工事を行うためのものであります。

いずれも、工事請負契約締結について、地方自治法第九十六条第一項第五号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、「議第三百五十四号 熊本市長等の給料の特例に関する条例の制定」についてであります。これは、去る十一月七日に、北口和皇議員が代表理事を務める熊本市漁業協同組合への業務委託及び補助事業に係る個別外部監査の報告がなされ、同議員からの職員に対する働きかけにより、不適正、不適切な事務事業がなされたという指摘があったことを極めて重く受けとめ、市政を預かる者としての責任を明らかにする

ために、平成三十年一月一日から同年三月三十一日までの間、私自身と多野副市長の給料月額について、それぞれ二十パーセント及び十パーセントを減額するための条例を制定しようとするものであります。

今後は、これまで判明した過去の事案、議会並びに「北口和皇議員の不当要求行為等に関する調査特別委員会」におけるご意見等を踏まえながら、二度とこのようなことが起きないよう、議員と執行部との適切な関係の構築に努めてまいります。

何とぞ、慎重に御審議のうえ御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。